官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○遺失物法施行規則の一部を改正する規則（国家公安委一六）　一
〔その他告示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務二六六）　六
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一〇三六）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　一四
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
令和七年度共済組合の決算（農林水産省・林野庁・国土交通省）、独立行政法人都市再生機構関係　五三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　六一
会社その他
会社決算公告　五三

規則

○国家公安委員会規則第十六号

遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第五条（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項及び第四十条の規定に基づき、遺失物法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月二十二日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎